各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長 各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を 設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長 伯 井 美 徳 (公印省略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及 び関係省令等の施行に伴うハラスメント防止のために講ずべき措置について (通知)

文部科学省では本年3月26日付事務連絡で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係省令等の施行について、各大学等にお知らせしたところです。本改正においては事業主が講ずべき措置として、職場のパワーハラスメントについて厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発することなどが義務化されました。

しかしながら、各大学の内部規則等を確認したところ、「ハラスメントの防止等に努める」などハラスメント防止措置が努力義務であるかのような規程になっている例が散見されます。従前よりセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても防止措置を講ずることは事業者の義務であり、今回の改正法によって加わったパワーハラスメントに関する防止措置も含め、法の趣旨が適切に内部規則等に反映されるよう適切な対応をお願いします。

これらの取組を進めるに当たって、「事業主が職場における優越的な関係を

背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての 指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に職場におけるパワーハラスメント の内容並びに事業主及び労働者の責務が定められています。同指針では、事業 主が自らの雇用する労働者以外の者(受験生、学生、求職者等)に対する言動 に関し、同様の方針を示すことが望ましいとされていることに御留意くださ い。さらに、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む人格を否定 するような言動を行うことや、労働者の性的指向・性自認等の機微な個人情報 について、当該労働者の了承を得ずに他の労働者に暴露することについても、 パワーハラスメントに該当すると考えられる例として示されていることを申し 添えます。

また、これらの改正法により新たに事業主に義務付けられる事項は、大学等との関係では、主に事業主である学校の法人等が雇用する労働者(教職員)間のハラスメントを防止するための措置に関するものでありますが、本年3月26日付事務連絡の別紙「学内におけるハラスメントの防止等について」でお願いしているとおり、就職活動中の学生等へのセクシュアルハラスメントについても、適切に学生を支援していただくようお願いします。

<添付資料>

- ・別紙 1 リーフレット「2020年(令和 2年) 6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました!」
 - ※別紙1の3枚目の職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置 ①~⑩が各大学で取り組まなければならない項目となっております。
- ・別紙 2 学内におけるハラスメントの防止等について(令和 2 年 3 月 2 6 日事務連絡・別紙)

【本件連絡先】

○制度全般について 文部科学省高等教育局 大学振興課 大学改革推進室学務係 直通:03-6734-3334

旦世. 03-0734-3334

- ○国立大学について 文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課 直通:03-6734-3760
- ○公立大学について 文部科学省高等教育局 大学振興課 公立大学係

直通: 03-6734-3370

- ○私立大学について 文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課 直通:03-6734-2527
- ○高等専門学校について 文部科学省高等教育局 専門教育課 直通:03-6734-3347
- 就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントについて

文部科学省高等教育局 学生·留学生課

直通: 03-6434-3354

2020年(今和2年)6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました!

パワーハラスメント防止措置が

事業主の義務(※)となりました!

【労働施策総合推進法の改正・指針の内容】

※<u>中小事業主は、2022年(令和4年)</u>4月1日から義務化されます。(それまでは努力義務)

早めの対応をお願いします!

職場における「パワーハラスメント」とは、

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、 ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境 が害されるものであり、①~③までの要素を全て満たすものをいいます。

※ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワハラの 3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	 ○ 当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が 行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を 背景として行われるもの (例) ・ 職務上の地位が上位の者による言動 ・ 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富 な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うこ とが困難であるもの ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困 難であるもの
②業務上必要かつ相当 な範囲を超えた言動	○ 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性が ない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が 害される	 ○ 当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること ○ この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

- 個別の事案について、その該当性を判断するに当たっては、<u>当該事案における様々な要素</u> (※) を総合的に考慮して判断することが必要です。
 - ※ 当該言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、 労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性、当該言動により労働者が受ける身体的又は精神的な苦痛の程度等
- また、その判断に際しては、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行うことも重要です。

<職場におけるパワハラに該当すると考えられる例/該当しないと考えられる例>

以下は代表的な言動の類型、類型ごとに典型的に職場におけるパワハラに該当し、又は該当しない と考えられる例です。個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、例は限定列挙 ではないことに十分留意し、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応す るなど、適切な対応を行うことが必要です。 ※ 例は優越的な関係を背景として行われたものであることが前提

代表的な言動の類型	該当すると考えられる例	該当しないと考えられる例
(1) 身体的な攻撃 (暴行・傷害)	① 殴打、足蹴りを行う ② 相手に物を投げつける	① 誤ってぶつかる
(2) 精神的な攻撃 (脅迫・名誉棄損・侮辱・ひど い暴言)	 ① 人格を否定するような言動を行う。相手の性的指言動を含む。 ② 業務の遂行に関する必要いいと責を繰り返し行う ③ 他の労働者の面前におけるがあるがあるがある。 ④ 相手の能力を否定し、メークをおいたのでのである。 ④ 相手の能力を否定し、メークをおいたのである。 ④ 相手を含むを当該相手を含むを当該相手を含むを当該相手を含むる 	① 遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をする。② その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をする
(3) 人間関係からの切り離し (隔離・仲間外し・無視)	① 自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする ② 一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる	① 新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施する ② 懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせる
(4) 過大な要求 (業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事 の妨害)	① 長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる ② 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する ③ 労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる	① 労働者を育成するために現状 よりも少し高いレベルの業務を 任せる ② 業務の繁忙期に、業務上の必 要性から、当該業務の担当者に 通常時よりも一定程度多い業務 の処理を任せる
(5) 過小な要求 (業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)	① 管理職である労働者を退職 させるため、誰でも遂行可能 な業務を行わせる ② 気にいらない労働者に対し て嫌がらせのために仕事を与 えない	① 労働者の能力に応じて、一定 程度業務内容や業務量を軽減す る
(6) 個の侵害 (私的なことに過度に立ち入ること) ★ プライバシー保護の観点から、 機微な個人情報を暴露することの ないよう、労働者に周知・啓発す る等の措置を講じることが必要	① 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする ② 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する	① 労働者への配慮を目的として、 労働者の家族の状況等について ヒアリングを行う ② 労働者の了解を得て、当該労 働者の機微な個人情報(左記) について、必要な範囲で人事労 務部門の担当者に伝達し、配慮 を促す

事業主及び労働者の責務

以下の事項に努めることが、**事業主・労働者の責務として法律上明確化**されました。 【**事業主の責務**】

- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題(以下「ハラスメント問題」という。)に対する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が他の労働者 (※) に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- 事業主自身(法人の場合はその役員)がハラスメント問題に関する関心と理解を 深め、労働者(※)に対する言動に必要な注意を払うこと

【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者(※)に対する言動に 注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※ 取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)**。

◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、 労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと (注1)
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと (注1)
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (注2)
 - 注1 事実確認ができた場合 注2 事実確認ができなかった場合も同様

◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー (注3) を保護するために必要な措置を講じ、その 旨労働者に周知すること 注3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての<u>相談を行った</u> ことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不 利益な取扱いをすることが、法律上禁止されました。

望ましい取組

望ましい取組についても、責務の趣旨も踏まえ、**積極的な対応をお願いします**!

※ 【★】の事項については、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても同様に望ましい取組とされています。

職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備【★】
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
 - ・コミュニケーションの活性化や円滑化のための研修等の必要な取組
 - ・適正な業務目標の設定等の職場環境の改善のための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること【★】

自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが 望ましい取組【★】~就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等~

- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の 事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者(個人事 業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等)に対しても 同様の方針を併せて示すこと
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること
 - ・ 特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動の みならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
 - ・ 企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は 行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知 徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等に より、未然の防止に努めましょう。

他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組

(雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例)

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1人で対応させない等)
- 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・ 育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました!

職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関する ハラスメントについては、**男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用 管理上の措置を講じることが既に義務付けられて**います。

今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されました。

- (1)・2の内容は職場におけるパワーハラスメントと同様です。)
- ① 事業主及び労働者の責務
- ② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを 行った場合の協力対応 ※ セクシュアルハラスメントのみ

自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置 (事実確認等) への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

※ なお、セクハラについては、他社の労働者等の社外の者が行為者の場合についても、雇用管理上の措置義務の対象となっています。

自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合には、必要に応じて他社に事実関係の確認や再発防止への協力を求めることも雇用管理上の措置に含まれます。

- ◎ 職場における「セクシュアルハラスメント」とは、
 - 職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。
 - ※ 労働者を雇用する雇用主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者 又はその家族、学校における生徒等も含まれます。
 - ※ 職場におけるセクシュアルハラスメントは、異性に対するものだけではなく、同性に対するものの含まれます。
 - ※ 被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシュアルハラスメントに該当します。
- ◎ 職場における「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント」とは、

職場において行われる、上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。

- ※ 業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、**業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには 該当しません。**
- ※ 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景には、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動(注)が頻繁に行われるなど、制度等の利用や請求をしにくい職場風土や、制度等の利用ができることについて職場内での周知が不十分であることが考えられます。

制度等を利用する本人だけでなく全従業員に理解を深めてもらうとともに、制度等の利用や請求をしやすくするような工夫をすることが大切です。

注: 不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の労働者の妊娠・出産等の否定につながる言動や制度等の利用否定につながる言動で、当該女性労働者に直接言わない場合も含みます。また単なる自らの意思の表明を除きます。

セクハラ等の防止対策の強化の内容については、事業所の規模を問わず、**2020年**(今和2年)**6月1日から**施行されました!

中小事業主とはどれくらいの規模の 事業主を指しますか?

下表の業種・資本金・従業員数に応じた 分類にあてはまる事業主を指します。 中小事業主

(①又は②のいずれかを満たすもの)

業種	①資本金の額又は 出資の総額	②常時使用する 従業員の数		
小売業	5,000万円以下	50人以下		
サービス業 (サービス業、医療・ 福祉等)	5,000万円以下	100人以下		
卸売業	1億円以下	100人以下		
その他の業種 (製造業、建設業、運 輸業等上記以外全て)	3億円以下	300人以下		

「労働者」とは、具体的には誰を指し ますか?

正規雇用労働者だけでなく、パートタイム労働者、契約社員等いわゆる非正規 雇用労働者を含む事業主が雇用する労働 者全てを指します。

派遣労働者も含み、派遣労働者については、派遣元事業主だけでなく、派遣先事業主にも雇用管理上の措置義務が生じます。また、派遣先事業主も派遣労働者が相談等を行ったことを理由として労働者派遣の役務の提供を拒む等不利益な取扱いを行ってはいけません。

労働局にパワーハラスメントについて相談した場合、どのような対応をして もらえるのですか?

パワーハラスメントについても、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関する ハラスメントと同様、都道府県労働局長による助言・指導や調停による紛争解決援助を 行っています。

雇用環境・均等部(室)や総合労働相談コーナーにご相談ください。

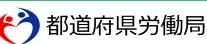
お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室) 受付時間8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香 川	087-811-8924
青 森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-3212		089-935-5222
岩 手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大 阪	06-6941-8940	高 知	088-885-6041
宮 城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵 庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋 田	018-862-6684	石 川	076-265-4429	奈 良	0742-32-0210	佐 賀	0952-32-7218
山 形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長 崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山 梨	055-225-2851	鳥 取	0857-29-1709	熊 本	096-352-3865
茨 城	029-277-8294	長 野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大 分	097-532-4025
栃 木	028-633-2795	岐 阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼 玉	048-600-6210	愛 知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖 縄	098-868-4403
千 葉	043-221-2307	三 重	059-226-2318	徳 島	088-652-2718		

○ ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信 しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。 あかるい職場応援団 HP 検索





別 紙 令和2年3月26日

学内におけるハラスメントの防止等について

文部科学省高等教育局 大学振興課專門教育課 等生・留学生課 国立大学法人支援課

本年4月1日以降、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号。以下「改正法」といいます。)及び関係省令等が順次施行され、各事業主の職場におけるハラスメント対策に関する義務等が強化されることとなります。

改正法等により新たに事業主に義務付けられる事項は、大学等との関係では、主に事業 主である学校法人等が雇用する労働者(教職員)間のハラスメントを防止するための措置 に関するものであり、教職員が学生に対して行うハラスメント等(以下「学内ハラスメン ト」といいます。)の防止を直接の対象とするものではありません。

しかし、学生がハラスメントに悩まされることなく学べる環境は、個々の学生の学びを 支える基本的な前提条件であるのみならず、学生の学びを深く充実したものとし、ひいて は大学等が提供する教育の質の高さを裏付けるものとなるものとも考えられます。

こうした観点も踏まえ、各大学等におかれては、学内ハラスメントの相談窓口の設置等、 学内ハラスメント防止等に向けた自主的・自律的な取組を積極的に進めていただいている ところですが、今般の改正に際し各大学等において御留意いただきたい点を以下にまとめ ましたので、各位におかれては引き続き学内ハラスメントの防止等に向け、積極的に取り 組んでいただくようお願いいたします。

(1) 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」を参考とする学内ハラスメントの防止等の充実について

今般の法改正に伴い、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「第5号指針」といいます。)が新たに策定されました。

同指針中、

- ・ハラスメントに関する方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・事後の迅速かつ適切な対応の実施
- ・プライバシー保護のために必要な措置を講じること
- ・不利益取扱の禁止と周知・啓発

等の内容は学内ハラスメントの防止等に取り組む上で参考となるものと考えられます。

また、学内ハラスメントの相談体制を整備する上では、外部機関の活用なども含め、 第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防 止のための改善策等が大学等の運営に反映されることも重要であると考えられます。

更に、各大学等における学内ハラスメントへの取組をより実効的に機能させる上では、 学生に対し相談窓口を紹介するなど各大学等の取組を周知することが重要ですが、教職 員がハラスメントに対する基本的な知識を身に付け、学生から相談を受けた際、学内の 適切な相談窓口を紹介することができるようにするなど、教職員に向けたハラスメント に関する情報提供を充実させることも重要であると考えられます。

各大学等におかれては、第5号指針の内容や上記の観点を踏まえつつ、学内ハラスメントの防止等に向けた取組を充実させていただくようお願いいたします。

(2) 就職活動中の学生等へのセクシュアルハラスメントについて

今般の法改正に伴い、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号)の一部が改正されました。

この改正により、就職活動中の学生等へのセクシュアルハラスメントに関し、事業主が行うことが望ましい取組も盛り込まれました。

具体的には、事業主(学生を募集する企業)は、

- ・就職活動中の学生やインターンシップに参加する学生等に対してもセクシュアルハ ラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化を行うことや、
- ・学生等から相談があった場合には、社内におけるセクシュアルハラスメントへの対応方法・体制等を参考にしつつ、当該相談に対して適切な対応を行うように努めること

が望ましいとされました。 (パワーハラスメントについてもパワハラ指針において同様の定めが置かれています。)

各大学等においては、こうした改正を踏まえ、就職活動を行う学生を支援する際、

- ・学生を募集する企業は、自社の社員等が就職活動中の学生等にセクシュアルハラス メントを行ってはならない旨の方針の明確化を行うことや、
- ・被害の相談に対し適切に対応すること

が望ましいとされたことを周知することで被害の防止に努めるとともに、

- ・学内の相談窓口を周知し、学生からの相談に適切に対応したり、
- 必要に応じ企業への相談をサポートしたりする

など、適切に学生を支援していただくようお願いします。

また、都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーにおいても、就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等の相談を受け付けており、事業主への助言等が可能な場合もありますので、その点についても併せて周知をいただくとともに、大学等としても適宜連携し、対応いただくようお願いします。